

第5回 まなづる株主ミーティング 次第

2025 年 3 月 22 日(土)10:00～12:00@真鶴町民センター 講堂

まなづる株主ミーティングとは

真鶴町のオーナーは町民のみなさんです。だとすれば、株式会社が株主に定期的に経営状況を報告するのと同じように、町の経営状況を町民にご報告すべきではないか。

上場企業の場合、年 1 回の株主総会と四半期ごとの決算短信が義務です。また、定期的に株主ミーティングを行う会社も少なくありません。一方、町では四半期ごとに町民代表の議会へ各種報告等を行ってはいますが、株主総会にあたる選挙は 4 年に 1 回であり、町民のみなさんに直接報告する場もこれまでありませんでした。

有名な事例として、東京都東村山市では年 1 回「株主総会」を行っています。これにならって、四半期ごとに公開の場で「株主ミーティング」を開催し、経営状況を報告しながら町政運営についてのご意見を伺うことにしました。町のこれからを一緒に考えましょう。

次第

- 10:00 開会あいさつ(司会：町長室 外木)
流れの説明、資料確認
- 10:05 町長からの報告と質疑応答
- 11:00 自由な意見交換
- 11:45 投票と結果発表
- 12:00 閉会あいさつ

すぐやる 5 大事業

1. 水道代を値下げします！
2. 無料バスを走らせます！
3. 役場にワンストップ窓口をつくれます！
4. 中学校給食を早期導入します！
5. 地域商品券で町内経済を回します

主な説明内容

- ・町政運営 2025 について
- ・2 月 10 日（月）開催の議会全員協議会の議題
- ・2 月 19 日（水）開催の議会全員協議会の議題

資料

- ・広報真鶴 3 月号
- ・町政運営 2025 について
- ・議会全員協議会提出資料(計 5 枚)
- ・アンケート用紙
- ・投票用紙

以上



真鶴町長 小林伸行

町政運営2025について

「施政方針」と予算と組織

経営の基本は「ヒト」「モノ」「カネ」のやりくりだと思います。長い目では、「モノ」にあたる公共施設等が課題ですが、単年度では「ヒト」にあたる組織と「カネ」にあたる予算が重要となります。

そのため「新年度はどのようにに町役場を運営するのか」を町長が「施政方針」として示し、その方針に沿って組織と予算の案をとりまとめ、議会で判断を仰ぐわけです。

なぜ「施政方針」ではないのか？

例年であれば、あらかじめ書き上げておいた「施政方針」を広報真鶴4月号で町民のみなさんにお伝えするのが通例です。しかし、目算が大幅に狂ったため、新年度の町政運営の方向性について改め

て書き直しました。

というのも、議会において新年度の組織案「課等設置条例」改正案が否決されたためです。

町民代表の意思ですから甘んじて受け止めますが、「新年度は、この人にこの組織でこの予算を渡して仕事してもらおう」と考えていたことが、土台から崩れてしまいました。想定通りに進められないことも予想されます。その前提で新年度の予定をご報告します。

予算の修正について

3月議会では主に2件の事業について議会により修正がされました。

第一に、岩海水浴場です。監視委託料等として31日間分445万円の予算を組んでいました。これに対し、岩石除去の整地工事150万円を含め2024年度に近づけた47

日分計775万円へと増額されました。

第二に、まなづる小学校における夏休みのプール開放です。財源不足から自主運営でのプール開放を前提として監視員を廃止する予算を組んでいました。これに対し、監視員謝礼43万円が増額されました。

お林展望公園について

パークゴルフ場主体の公園だったお林展望公園を一般公園に転換する条例は、全会一致で可決されました。一方、パークゴルフ場の存続を求める請願も、議会は賛成多数で採択しました。

そのため今後、一部の区域はパークゴルフ利用者団体に独占的使用を認める可能性があります。協議が整った時点で改めて詳細をご報告します。

いずれにしても、お林展望公園は4月から誰もがいつでも無料で利用できる公園になります。どうぞご活用ください。

コミュニティ・バスについて

コミュニティ・バスの拡充については、町民からの要望も強く、2月26日の神奈川新聞でも取り上げられたため関心が高い事業だと思えます。ただし、担当部署を設置できなかったことに伴い、2025年度中の2台目運行は難しいかもしれません。最大限努力はしますが、あらかじめ見通しをお伝えしました。

物価高騰対策について

●下水道の基本料金については、7月から9カ月間、20%減免します。

●水道の基本料金については、7月から20%値上げしますが、値上げ分を減免するため今年度は追加的な負担がありません。

●水道料金を節約できるよう、節水シャワーヘッドを無償で配布する事業を予定しています。

●電気料金を節約できるよう、太陽光発電設備を無償で設置する事業を予定しています。

子育て支援について

●放課後の小学生の居場所として、全ての在校児童が無料で18時まで安心して過ごすことができる全児童対策事業を4月から開始予定です。

●教育無償化の一環として、小中学校では学用品費と校外活動費を無償化します（修学旅行と衛生面で難しい物品を除く）。

高齢者福祉について

●小学校の給食代補助を拡充します。

●高齢者の居場所として、旧真崎荘と旧風外堂の代わりとなる施設を用意します。

●町民から頂いたご寄付を原資として、町内各地に居心地のよい椅子や日よけを設置する「小さな人だまり」事業を実施します。

公共施設について

●美術館は、大規模修繕のために4月から一年間休館し、その間に運営方法の見直しを進めます。

●博物館は、4月から年末年始を除いて毎日開館し、観光客面の活用を強化します。

●町民センターや情報センター等の貸館施設は1時間単位での利用が可能となります。

おわりに

苦しい財政事情の中でも、なんとか町民サービスを拡充しようと努力をしています。道無丁場跡も7千万円超で売却でき、パークゴルフ事業分の赤字も圧縮できました。しかし新組織によってテコ入れしようと考えていた国の補助や民間投資などの外部資金の獲得については、頭が痛いところです。

今後、町の経営状況を町民のみなさまに包み隠さずわかりやすくお伝えしていきます。2025年度もご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ致します。

以上

真鶴町議会全員協議会次第

日 時 2025 年（令和 7 年）2 月 10（月）

午前 9 時から

場 所 真鶴町役場 3 階 議員控室

1 開 会

2 議 題

	題 名	担当課	資料	説明者
1	1 月 19 日開催の水道料金改定の説明会について	上下水道課	有	課長
2	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化について	税務町民課	有	課長
3	港湾管理事業について	まちづくり課	有	課長
4	お林展望公園の一般公園化について	産業観光課	有	課長
5	岩ガキの出荷について	産業観光課	有	課長
6	美術館の一年間休館と今後について	教育課	有	課長
7	博物館の入場料無料化および毎日開館化について	教育課	無	町長
8	2025 年度の組織変更予定について	町長室	有	室長
9	琴ヶ浜町有地活用事業における事業者との契約及び事業計画について	財務課	有	課長
10	町民からの寄附およびその使途について	財務課	無	町長
11	第 5 次真鶴町総合計画後期基本計画及び第 3 期真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	政策推進課	有	課長
12	「真鶴桜」の同定結果報告について	政策推進課	有	課長
13	ポップアップストアまなづる（仮称）の開設（案）について	政策推進課	有	課長
14	真鶴町こども計画について	健康こども課	有	課長
15	全児童対策事業の試行について	健康こども課	有	課長
16	物件（高所放水車）の売却について	総務防災課	有	課長
17	真崎荘と風外堂の代替施設案について	保険福祉課	無	町長

3 閉 会

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化について

1 ごみ処理広域化の目的

国のごみ処理施設の集約化に関する指針及び神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画に基づき、ごみ処理広域化による効率的な施設運営、コスト縮減や環境負荷の低減等を図るため、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町のごみ処理広域化を推進する。

2 これまでの経緯

平成10年3月	神奈川県ごみ処理広域化計画により県内9ブロックが設定される。(2市8町)
平成15年4月	県西ブロックを小田原・足柄下ブロック(1市3町)と南足柄・足柄上ブロックに分割
平成18年4月	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会設立
平成21年6月	ごみ処理広域化を進めるための考え方や方策(平成32年度を目標に1系統化)に取り組む「ごみ処理広域化の考え方」を公表
平成25年11月	広域化を見据えながら老朽化している現在の施設の基幹的設備改良工事を優先し、小田原市と足柄下郡の2系統化に取り組む方針「ごみ処理広域化の検討状況」を公表
平成29年3月	小田原市のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事着手(令和2年2月完了)
令和元年12月	小田原市の基幹的設備改良工事終了後、15年から20年後を目標にブロック内の1系統化を検討することとし、「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定
令和5年6月	湯河原町真鶴町衛生組合のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事着手(令和7年度完成予定)
令和5年9月	箱根町可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード整備工事着手(令和8年度完成予定)

岩ガキの出荷について

１．2024 年度の事業経過について

2024 年度の出荷については、2020 年度及び 2021 年度に垂下したカキを出荷する予定でしたが、食害等による育成不良により出荷を見送り、育成不良の原因対策を支援していくこととしました。具体的には、種苗の垂下方法や食害の原因となっているクロダイやハギ類の対策について、地域商社と相談しながら支援しました。

２．2025 年度の出荷について

2025 年度の出荷については、2022 年度に垂下したカキ（約 66,000 個／徳島県産）を出荷する予定でしたが、2024 年春まで順調に育っていたカキが^{へいし}斃死している状況が地域商社から報告され、出荷を見送らざるを得ない状況となっています。

科学的な確証はないものの、斃死したカキの状況を見るとクロダイやヒラムシの食害ではなく、黒潮大蛇行による海水温上昇によることが推測されます。県水産技術センター相模湾試験場及び岩漁業協同組合提供の海水温データから検証すると試験養殖を実施した 2015 年から 2017 年の平均水温が 17.3 度に対し、2018 年から 2023 年の平均水温は 19.9 度と 2.6 度上昇しています。さらに最も海水温度が高くなる 8 月を比較すると 2015 年から 2017 年の平均水温が 23.7 度に対し、2024 年 8 月の平均水温は 27.8 度と 4.1 度上昇しています。2017 年から黒潮大蛇行が発生していますので、黒潮大蛇行による海水温の上昇が食害や他の要因による岩ガキの育成に大きな影響を及ぼしていることが考えられます。

３．今後の支援について

2023 年度、2024 年度に垂下した種苗の育成もこれまでの対策の効果が発揮できておらず、育成状況は良くないとの報告を地域商社から受けています。

地域商社への金銭的な支援は 2025 年で終了としていますが、町の新たな産業としてスタートした本事業については地域商社の意思を尊重しつつ、出荷施設の維持や生産に関する情報収集や調査・研究について継続して支援していきます。

2025 年度の組織変更予定について

議会事務局	町民との活き活きとしたコミュニケーションをとりながら、町民代表の意思を熟議の下で瑕疵なく表してもらう。		
総務課	役場のみんなが十分に力を発揮できるように基盤整備と支援と段取りをし、仕事が隙間に落ちないように対応する。		バック オフィス
総務係	庶務、広域連携、廃棄物処理、資源回収、その他		
D X 係	業務システム、文書管理、例規、統計、オープンデータ		コト
企画推進室	町のあるべき姿に近づくよう、外部とも交渉し、町民とも対話し、内部も調整しながら事業を進める。		
企画推進係	総合計画や事業の進捗管理、企画調整		ヒト
渉外係	対外的な対応、地方創生、広報、秘書業務		
人事防災課	町政に必要な人を採用・登用し、町政に必要な能力をつけてもらい、幸せに働いてもらう。町民の命と財産をまもる。		モノ ・ カネ
人事係	職員の採用、登用、研修、労務管理、福利厚生。会計年度任用職員や外部人材も一元管理		
防災係	災害対策、交通安全、自治会		
財務資産課	投資と消費のバランスをとりながら、町のあるべき姿に近づくよう、お金と施設・設備をマネジメントする。		
財政係	企画調整の視点を持ちつつ、入るを計りて出づるを制する		
資産経営係	アセットマネジメント。公共施設と庁用車等の管理		
会計契約課	キャッシュフローをマネジメントする。適正な調達と適正な物品管理をする。 会計管理者の補助、契約など調達事務		
税務町民課	公平性と公正性を担保すべく適正に課税し収納する。個人情報に配慮しながら町民に利便性の高いサービスを提供する。		
住民手続係	戸籍系窓口業務		
税務収納係	課税と収納		
保険福祉課	あらゆる相談の一次窓口を担い町民を適切な行政サービスにつなぐ。 共益を図る保険という性質上、予防の観点を持って加入者の生活の質を維持向上しながら費用効果的に運営する。		フロント オフィス
町民相談係	福祉・空き家・愛玩動物等あらゆる相談の一次窓口を担う。包括と連携し高齢福祉、障害福祉、生活福祉を担う		
介護保険係	介護保険		
医療保険係	国民健康保険、国民健康保険診療所		
地域包括支援センター	介護保険を活用しつつ高齢福祉ニーズに対応し、可能な範囲で障害福祉、児童福祉、生活福祉にも対応		
健康こども課	児童福祉および町民の健康を増進する。そのために、こども家庭支援センターと保健センターを運営する。 児童福祉、こども家庭支援センター、保健センター		
公民連携課	町民、町内外の事業者、N P O ・ N G O 等との公民連携を推進する。指定管理者制度など民間活力の活用を集中的に担う。		
観光推進係	指定管理者制度等(ケープ、お林、魚座、コミュニティ真鶴、駅前駐輪場、各種公園)活用と観光を公民連携で行う		
産業振興係	農業委員会事務局を含む従来の業務を公民連携で行う		
都市基盤課	インフラストラクチャー全般。道路、橋梁、港湾、上下水道などの整備、維持、管理、更新を担う。		
工務係	道路、橋梁、上水道、下水道の整備、維持、更新。地籍調査		インフラ
土木管理係	道路、橋梁、港湾の経営、管理		
上下水道管理係	上水道および下水道の経営、管理		
ゼロカーボン都市計画課	都市計画と公共交通を担当。移住定住、空き家対策、町営住宅整備をエネルギーまちづくりの観点で推進する。 脱炭素、都市計画、公共交通、移住定住、空き家対策、町営住宅整備、都市公園の計画や調査		
教育課	幼稚園と小中学校が優れた幼児教育と学校教育を実践するよう導き支援する。		
教育総務係	幼稚園、小学校、中学校		
社会教育係	町民センター、体育館、図書館、博物館、美術館		
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局(人事防災課兼任)		
監査委員	監査委員事務局(議会事務局兼任)		
農業委員会	農業委員会事務局(公民連携課兼任)		
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局(総務課兼任)		以上

ポップアップストアまなづる（仮称）の開設（案）について

真鶴町では創業支援や町内事業者のフードロス削減の一環として、創業（予定）者のテスト販売や顧客開拓、経営ノウハウ習得に役立てていただくことを目的に、短期間出店する出店者を募集し、旧SWEET STORYにて開設する予定です。

■ テナント出店概要

- (1) 出店日 2025年5月1日(木)から2026年3月31日(火)
※希望日は先着順、曜日固定
- (2) 募集期間 2025年4月1日（火）募集開始
- (3) 出店許可時間 午前9時から午後6時まで
出店許可時間内であれば、出店時間の短縮も可能です。
- (4) 出店場所 ポップアップストアまなづる（真鶴町真鶴 298-2）
- (5) 出店料 1事業者につき1ヶ月5,000円（光熱水費などは町負担）
- (6) 既存設備 ショーケース、エアコン

※出店者選考委員会を設置し、上半期、下半期の2回に分けて事業者選定します。

■ 募集条件

- ・ 既に町内に事業所を展開しており、町内事業者のフードロス削減や顧客開拓をしたいと思っている方
- ・ 将来的に真鶴町内で継続して事業を展開予定の方
- ・ 事務所や無人販売店ではなく、日用品や食料品の販売をする方

■ 今後の予定

- ・ 旧SWEET STORY所有者様より建物の寄附採納願受理
- ・ 4月1日より土地の所有者様と土地賃貸借契約書を契約締結
- ・ 真鶴町チャレンジショップ事業実施要綱（案）の作成

全児童対策事業の試行について

1. 背景

こども基本法の施行、「こども大綱」が閣議決定を経て、真鶴町においても「こども計画」を策定し、こども・若者の当事者の視点に立って、「こどもまんなか社会」を目指すことになりました。

その中で、真鶴町で実施したアンケート調査においても、「充実が必要だと思う子育て・生活支援やこども・若者支援として、保育サービスの充実と放課後の居場所づくりが最上位のニーズであることが示され、こども計画策定における意見交換会や日々の窓口相談においても、同様の意見や要望が寄せられています。

保育サービスの充実と放課後の居場所については、物価高騰で働くことが求められている経済社会状況、そして、養育者の就労継続や日々の生活に大きな影響を与える重要かつ喫緊の課題でもあり、また移住定住を推進している状況からも、その充実と必要な対策が求められています。

2. 目的

上記のような背景を受け、真鶴町としては、共働き等、保護者が就労により昼間家庭にいない児童に対して提供している放課後児童クラブに加え、就労要件に関わらず小学生全児童に対して、「放課後の居場所」を提供し、当事者であるこどもと養育者が安心して生活できる環境を整備するため、「全児童対策事業」を試行します。

3. 実施内容

こども家庭庁の放課後児童健全育成事業として実施されている放課後児童クラブとは異なり、文部科学省の放課後こども教室事業等を活用する形で全児童対策事業を実施します。

安全に居場所に移動する観点から、小学校の教室を活用し、支援スタッフに町民等の協力を得ながら、地域と連携して児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後の居場所を提供していきます。

放課後居場所づくりは町民の生活に影響する喫緊の課題でもあることから、「試行事業」として2025年4月からの実施を目指し、2025年度に試行する中で、放課後児童クラブとの連携や役割分担、効果的な事業実施体制等も検証していきます。

水道料金の改定について

○水道料金改定に係る今までの動き

- ・ 2024年 8月28日（水） 「議会全員協議会」にて説明
- ・ 2024年12月 6日（金） 「総務経済常任委員会」にて説明
- ・ 2024年12月11日（水） 「第4回まなづる株主ミーティング」にて説明
- ・ 広報真鶴2025年 1月号に水道料金改定にかかる記事及び「水道料金改定の説明会」の開催告知を掲載
- ・ 町ホームページにて「水道料金改定の説明会」の開催告知を掲載
- ・ 2025年 1月19日（日） 「水道料金改定の説明会」を開催
- ・ 2025年 2月10日（月） 「議会全員協議会」にて説明
- ・ 2025年 2月10日（月） 「上下水道料金審議会」を開催
- ・ 町ホームページにて「水道料金改定の説明会」の開催結果を掲載
- ・ 2025年 2月19日（水） 「議会全員協議会」にて説明予定

○水道料金改定に係るこれからの対応

- ・ 今まで寄せられたご意見等を改定案へ盛り込むことについて検討した中で、当初の想定よりも検討事項が多くなり、大きな変更となることが予想されることから、利用者への丁寧な説明を行う必要があると判断し、3月議会に提出を予定していた当初の料金改定案の提出については延期し、2025年度中に改定案を策定していく。
- ・ 掛かる経費の増加や水道使用料の減少に伴う欠損が生じている水道事業会計の現状を踏まえ、現行料金のままで2025年度の予算を編成することは年度末の資金残高に大きな不安を抱えることから、2025年は単年度赤字の圧縮を図れる程度の料金改定を適用させていただき、その内容は基本料金の改定（値上げ）とする。
- ・ 2024年度も実施している「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「臨時減免事業」を2025年度も実施し、利用者において料金改定により生じる負担を解消する。
- ・ 広報真鶴2025年 3月号で水道料金改定延期に係る記事を掲載予定。